

令和8年第2回港区議会定例会 提出予定案件

港 区

令和8年第2回港区議会定例会提出予定案件一覧

区長報告8件

| | | |
|----------|--|----|
| 区長報告第 3号 | 専決処分について（港区特別区税条例の一部を改正する条例）・・・ | 4 |
| 区長報告第 4号 | 専決処分について（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例）・・・ | 5 |
| 区長報告第 5号 | 専決処分について（港区立西麻布二丁目児童遊園整備工事請負契約の変更）・・・ | 6 |
| 区長報告第 6号 | 専決処分について（損害賠償額の決定）・・・ | 7 |
| 区長報告第 7号 | 専決処分について（損害賠償額の決定）・・・ | 8 |
| 区長報告第 8号 | 専決処分について（損害賠償額の決定）・・・ | 9 |
| 区長報告第 9号 | 令和7年度港区一般会計予算繰越明許費繰越計算書・・・ | 10 |
| 区長報告第10号 | 令和7年度港区一般会計予算事故繰越し繰越計算書・・・ | 11 |

議案33件

| | | |
|--------|--|----|
| 議案第36号 | 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例・・・ | 12 |
| 議案第37号 | 港区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例・・・ | 13 |
| 議案第38号 | 港区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例・・・ | 14 |
| 議案第39号 | 港区特別区税条例の一部を改正する条例・・・ | 15 |
| 議案第40号 | 港区立児童遊園条例の一部を改正する条例・・・ | 16 |
| 議案第41号 | 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・ | 17 |
| 議案第42号 | 港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・ | 18 |
| 議案第43号 | 港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・ | 19 |
| 議案第44号 | 港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例・・・ | 20 |
| 議案第45号 | 港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・ | 21 |
| 議案第46号 | 港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・ | 22 |
| 議案第47号 | 港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例・・・ | 23 |

| | | |
|--------|--|----|
| 議案第48号 | 令和8年度港区一般会計補正予算(第1号) | 24 |
| 議案第49号 | 令和8年度港区介護保険会計補正予算(第1号) | 24 |
| 議案第50号 | 工事請負契約の承認について(五之橋架替工事(護岸整備等)) | 25 |
| 議案第51号 | 工事請負契約の承認について(港区立高輪子ども中高生プラザ 等機械設備改修工事) | 26 |
| 議案第52号 | 工事請負契約の承認について(港区みなと保健所機械設備改修 工事) | 27 |
| 議案第53号 | 工事請負契約の承認について(港区立高松中学校電気設備改修 工事(Ⅲ期)) | 28 |
| 議案第54号 | 工事請負契約の変更について(東麻布一・二丁目地区電線共同 溝整備工事) | 29 |
| 議案第55号 | 物品の購入について(港区芝浦港南地区総合支所等電話交換機 等) | 30 |
| 議案第56号 | 物品の購入について(港区立みなと芸術センターグランドピア ノ(ヤマハ社製)) | 31 |
| 議案第57号 | 物品の購入について(港区立みなと芸術センターグランドピア ノ(スタインウェイ&サンズ社製)) | 32 |
| 議案第58号 | 物品の購入について(行政情報システム用ネットワーク機器) | 33 |
| 議案第59号 | 物品の購入について(携帯トイレセット) | 34 |
| 議案第60号 | 物品の購入について(図書館資料自動貸出機等) | 35 |
| 議案第61号 | 物品の購入について(港区立小学校及び港区立中学校学習机等) | 36 |
| 議案第62号 | 物品の購入について(港区立小学校及び港区立中学校ちゅう房 機器) | 37 |
| 議案第63号 | 物品の購入について(港区立箱根ニコニコ高原学園ちゅう房機 器) | 38 |
| 議案第64号 | 訴えの提起について | 39 |
| 議案第65号 | 損害賠償額の決定について | 40 |
| 議案第66号 | 損害賠償額の決定について | 41 |
| 議案第67号 | 指定管理者の指定について(港区立芝公園駅自転車駐車場) . . | 42 |
| 議案第68号 | 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同 設置に関する規約の変更に係る協議について | 43 |

(参考)

| 区長報告 8件 | | |
|----------|----|---|
| 専決 処分 | 6件 | 内訳 条例の一部改正 2件 工事請負契約の変更 1件 損害賠償額の決定 3件 |
| その他 | 2件 | 内訳 予算繰越明許費繰越計算書 1件 予算事故繰越し繰越計算書 1件 |

| 議案 33件 | | |
|--------|-----|---|
| 条例 | 12件 | 内訳 一部改正 12件 |
| 予算 | 2件 | 内訳 令和8年度補正予算 2件 |
| その他 | 19件 | 内訳 工事請負契約の承認 4件 工事請負契約の変更 1件 物品の購入 9件 訴えの提起 1件 損害賠償額の決定 2件 指定管理者の指定 1件 措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更協議 1件 |

令和8年第2回港区議会定例会提出予定案件（概要）

区長報告第3号

【産業・地域振興支援部税務課】

専決処分について（港区特別区税条例の一部を改正する条例）

本件は、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和8年3月31日に公布され、「地方税法」が一部改正されたことに伴い、条例の一部改正について専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。

【法改正の背景】

令和8年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、令和8年度税制改正大綱を踏まえた地方税法の改正が行われました。

この中で、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減するため、軽自動車税の環境性能割が令和8年4月1日に廃止されました。

これに伴い、法律の公布日と同日に専決処分による条例改正を行いました。

【専決処分をした日（条例を公布した日）】

令和8年3月31日

【条例改正の内容】

- ①環境性能割の廃止により、環境性能割と種別割に分かれていた軽自動車税の区分がなくなったことから、軽自動車税の種別割の名称を「軽自動車税」に変更します。
- ②その他規定の整備

【施行期日】

令和8年4月1日

専決処分について（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例）

本件は、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和8年3月31日に公布され、「地方税法」が一部改正されたことに伴い、条例の一部改正について専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。

【法改正の背景】

令和8年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、令和8年度税制改正大綱を踏まえた地方税法の改正が行われました。

この中で、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減するため、軽自動車税の環境性能割が令和8年4月1日に廃止されました。

これに伴い、法律の公布日と同日に専決処分による条例改正を行いました。

【専決処分をした日（条例を公布した日）】

令和8年3月31日

【条例改正の内容】

環境性能割の廃止により、環境性能割と種別割に分かれていた軽自動車税の区分がなくなったことから、軽自動車税の種別割の名称を「軽自動車税」に変更します。

【施行期日】

令和8年4月1日

専決処分について（港区立西麻布二丁目児童遊園整備工事請負契約の変更）

本件は、港区立西麻布二丁目児童遊園整備工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和8年4月14日

【変更内容】

- 契約金額 3億3,135万5,585円
→ 3億2,902万74円
(233万5,511円減額します。)
- 工期 契約締結の日の翌日から令和8年7月31日まで
→ 契約締結の日の翌日から令和8年12月28日まで

【変更理由】

- ①契約金額の減額
 - ・騒音等を軽減させるため、工事車両を大型車両から小型車両に変更するとともに、車両の誘導等に必要な交通誘導員の配置人数を見直し、少なくしたため
- ②契約金額の増額
 - ・地中埋設物が確認されたことに伴い、撤去工事を追加したため
 - ・工事車両を小型車両に変更したことにより、発生土の運搬及び資材の搬入において大型車両との積替えが必要となったことから、積替えを行う場所を新たに賃借したため
- ③工期延長
 - ・石油由来の塗料、接着剤等について予定どおり調達することが困難になったことから、調達に必要な期間を確保するため

【契約の相手方】

港区南麻布三丁目20番1号
株式会社日比谷アメニス

- 当初契約を議決した議会
令和7年第1回定例会
- 契約変更を報告した議会
令和7年第4回定例会

【工事場所】



専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、清掃車の交通事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（損害賠償額を決定した日）】

令和8年3月30日

【概要】

令和6年9月30日、港区港南五丁目2番の都道品川埠頭線道路上において、区の清掃車（小型プレス車）が交差点をUターンし、道路左側に停車しようとしたところ、停車中の相手方（株式会社）の普通貨物自動車に接触し、相手方自動車の前部右側の補助ミラーを損傷させた交通事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

相手方自動車の前部右側の補助ミラーが損傷しました。これに伴う損害額は、次のとおりです。

相手方：64,520円

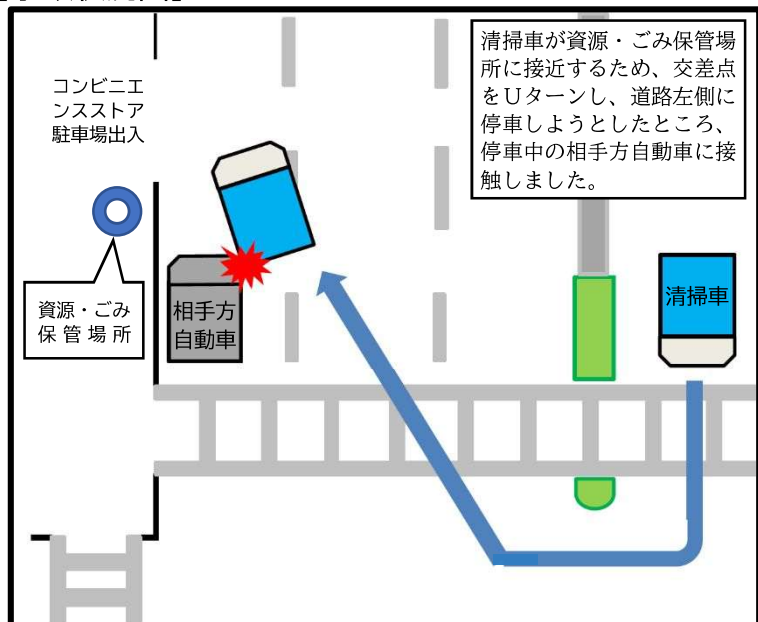
【責任の割合】

区：100% 相手方：0%

【損害賠償額】

64,520円

【事故状況図】



専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、清掃車の交通事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（損害賠償額を決定した日）】

令和8年5月12日

【概要】

令和8年3月7日、港区麻布台三丁目5番先の都道環状三号線道路上において、区の清掃車が後進した際、清掃車の後方に停車していた相手方（株式会社）の原動機付自転車に衝突し、相手方原動機付自転車のフロントカバー等を損傷させた交通事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

相手方原動機付自転車のフロントカバー等が損傷しました。これに伴う損害額は、次のとおりです。

相手方：91,762円

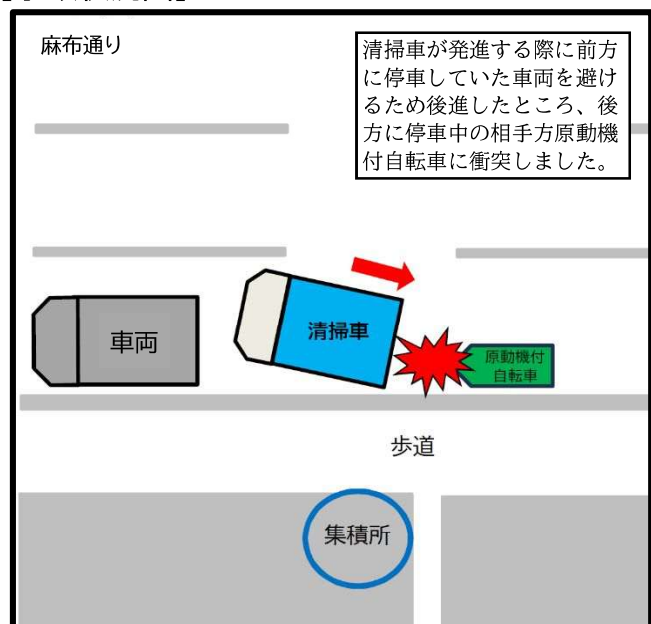
【責任の割合】

区：100% 相手方：0%

【損害賠償額】

91,762円

【事故状況図】



専決処分について（損害賠償額の決定）

本件は、土木作業車の交通事故の損害賠償額の決定について専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（損害賠償額を決定した日）】

令和8年5月22日

【概要】

令和8年2月2日、港区南麻布二丁目2番17号のゴチャービル駐車場において、区の土木作業車が、駐車しようとしていた相手方（株式会社）の軽小型貨物車に接触し、相手方貨物車の右側のクォーターパネル等を損傷させた交通事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

相手方貨物車の右側のクォーターパネル等が損傷しました。これに伴う損害額は、次のとおりです。

相手方：155,122円

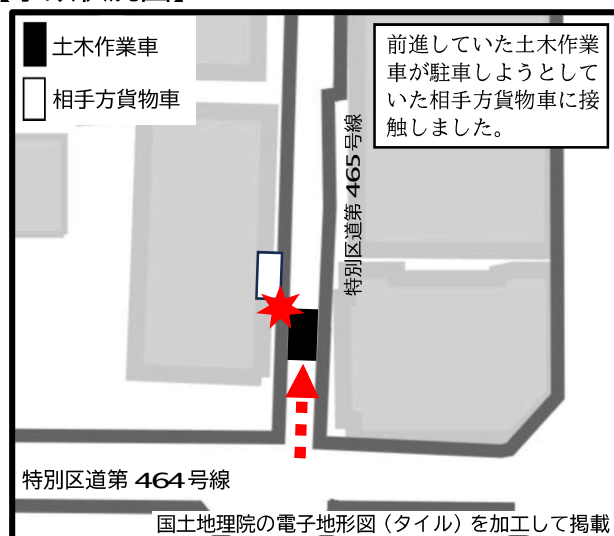
【責任の割合】

区：100% 相手方：0%

【損害賠償額】

155,122円

【事故状況図】



令和7年度港区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

本件は、令和7年度の歳出予算の経費でその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内に支出を終わらなかったものについて、令和8年度に繰り越して使用することとしましたので、報告するものです。

【内容】

| 項番 | 事業名 | 繰越額 | 理由 |
|----|--------------------------|----------------|---|
| 1 | みなと新技術チャレンジ提案制度 | 300万円 | みなと新技術チャレンジ提案制度に係る負担金の支出が令和8年度に及ぶため |
| 2 | 戸籍附票システム改修 | 184万8,000円 | 戸籍附票システムの改修が令和8年度に及ぶため |
| 3 | 物価高対応子育て応援手当 | 8,370万2,997円 | 物価高対応子育て応援手当の支給が令和8年度に及ぶため |
| 4 | 区内共通商品券発行支援 | 1億9,294万773円 | みなとくPAYプレミアム商品券発行支援に係る補助金の支出が令和8年度に及ぶため |
| 5 | 港区物価高騰対応特別ポイント付与・商品券配付事業 | 2億6,937万3,449円 | 港区物価高騰対応特別ポイント付与及び紙商品券の配付が令和8年度に及ぶため |

令和7年度港区一般会計予算事故繰越し繰越計算書

本件は、令和7年度に支出負担行為を行った経費で、避けることのできない事故のため年度内に支出を終わらなかつたものについて、令和8年度に繰り越して使用することとしましたので、報告するものです。

【内容】

| 項番 | 事業名 | 繰越額 | 理由 |
|----|--------------|------------|---|
| 1 | 特定公共賃貸住宅維持管理 | 523万500円 | シティハイツ港南駐車場の車路管制装置の部品交換が、タッチ式カードリーダーの納品の遅れにより、年度内に完了しなかつたため |
| 2 | 区営住宅維持管理 | 197万1,750円 | |
| 3 | 区立住宅維持管理 | 104万7,750円 | |

港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

本案は、区における個人番号を利用することができる事務を追加するものです。

【条例改正の背景】

国は、医療DX推進のため、マイナンバーカードを活用した情報連携を実現するためのシステムとして「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub）」（以下「PMH」という。）を構築し、全国の自治体にPMHへの接続を促しています。

都では、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により、大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に基づく事務（以下「助成事務」という。）の一部を特別区に移譲しています。都は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（以下「都条例」という。）の改正を行い、個人番号を利用することができる事務として助成事務を追加した上で、PMHへの接続による情報連携を開始する予定です。

区においても、都から移譲されている助成事務について、個人番号の利用及び情報連携を可能とするため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

区における個人番号を利用することができる事務に、都条例に定める大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に関する事務^{*}を追加します。

※医療費助成の申請の受理、疾病の認定、医療券の交付等の事務

【施行期日】

令和9年4月1日

港区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「地方自治法」等の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するものです。

【法令改正の背景】

国の地方制度調査会の答申を踏まえ、公金の収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等のための規定を定めるとともに、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例を創設するなどの地方自治法等の改正が行われました。

【条例改正の内容】

条例で引用している地方自治法及び地方自治法施行令の条項番号を変更します。

【施行期日】

令和8年9月24日

港区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

本案は、職員に支給する宿泊費の支給限度額を引き上げるものです。

【条例改正の背景】

国は、国家公務員等に支給する宿泊費について、実勢価格等の調査結果を踏まえ、宿泊費基準額を引き上げる国家公務員等の旅費支給規程の改正を行いました。この内容を踏まえ、区の職員に支給する宿泊費について見直しを行います。

【条例改正の内容】

1日当たりの宿泊費の支給限度額を以下のとおり引き上げます。

内国旅行：1万9,000円 → 2万1,000円

外国旅行：5万9,000円 → 6万4,000円

【施行期日】

公布の日

港区特別区税条例の一部を改正する条例

本案は、「地方税法」の一部改正に伴い、特定一般用医薬品等購入費の支払に係る医療費控除の特例の適用期限を廃止するほか、規定を整備するものです。

【法改正の背景】

令和8年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、令和8年度税制改正大綱を踏まえた地方税法の改正が行われました。

【条例改正の内容】

- ①公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務者の範囲を拡大します。
- ②特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、令和9年度までの適用期限を廃止し、恒久的な措置とします。
- ③住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年延長します。
居住開始年月日：令和7年12月31日まで → 令和12年12月31日まで
- ④肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長します。
令和9年度分まで → 令和12年度分まで
- ⑤電気自動車等一定の燃費基準を満たす軽自動車を新規取得した場合に軽自動車税を軽減する特例について、適用期限を2年延長します。
令和8年度分まで → 令和10年度分まで
- ⑥優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長します。
令和8年度分まで → 令和11年度分まで
- ⑦災害の危険のある土地については、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を適用しないこととします。
- ⑧その他規定の整備

【施行期日】

- ①から④まで及び⑥については、令和9年1月1日
- ⑤については、令和9年4月1日
- ⑦については、令和10年1月1日
- ⑧については、公布の日、令和9年1月1日又は令和10年1月1日

港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

本案は、三田松坂児童遊園を廃止するものです。

【条例改正の背景】

三田五丁目西地区第一種市街地再開発事業により、三田松坂児童遊園を移設して再整備するため、児童遊園を廃止します。

【条例改正の内容】

三田松坂児童遊園（港区三田五丁目16番8号）を削除します。

【施行期日】

令和8年7月15日（令和8年7月14日をもって廃止）

【現況写真】



【位置図】



港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部改正を踏まえ、保育所の保育士の配置基準等を変更するものです。

【法令改正の背景】

保育所等における障害のある子どもや医療的ケア児の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援を確保・充実させるため、理学療法士、心理職等の専門職の活用を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンの推進を図る省令改正が行われました。

また、こども家庭ソーシャルワーカーの資格に係る審査・証明事業の業務について、認定法人[※]が事業を廃止した場合などに限って、こども家庭庁長官が自ら審査・証明事業の業務を行うことを可能とする省令改正が行われました。

※こども家庭ソーシャルワーカーの資格に係る審査・証明事業は、こども家庭庁長官による認定を受けた認定法人が業務を行っています。

【条例改正の内容】

- ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者を、1人に限り、保育士とみなすことができることとします。
- ②条例で引用している児童福祉法施行規則の条項番号を変更します。
- ③その他規定の整備

【施行期日】

公布の日

港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、「児童福祉法施行規則」の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するものです。

【法令改正の背景】

こども家庭ソーシャルワーカーの資格に係る審査・証明事業の業務について、認定法人が事業を廃止した場合などに限って、こども家庭庁長官が自ら審査・証明事業の業務を行うことを可能とする省令改正が行われました。

【条例改正の内容】

条例で引用している児童福祉法施行規則の条項番号を変更します。

【施行期日】

公布の日

議案第43号

【子ども家庭支援部子ども政策課】

港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、職員の配置基準を変更するものです。

【法令改正の背景】

主務教諭の職の新設等を定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の職員配置基準に主務保育教諭等を追加する省令改正が行われました。

【条例改正の内容】

- ①必置となる職員の種別に主務保育教諭を追加します。
- ②配置するよう努めなければならない職員の種別に主務養護教諭を追加します。

【施行期日】

公布の日

港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国が定める幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る基準の一部改正を踏まえ、職員の資格要件等を変更するものです。

【基準改正の背景】

保育所等における障害のある子どもや医療的ケア児の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援を確保・充実させるため、理学療法士、心理職等の専門職の活用を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンの推進を図る国の基準改正が行われました。

【条例改正の内容】

- ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者を、1人に限り、保育士に代えることができることとします。
- ②その他規定の整備

【施行期日】

公布の日

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、満3歳以上限定小規模保育事業に係る運営基準の追加等をするものです。

【法令改正の背景】

国家戦略特別区域に限って認められていた、3歳児から5歳児までのみを対象とした小規模保育事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）について、区域に限らずに実施を可能とする児童福祉法の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の実施について必要な運営基準を定める省令改正が行われました。

また、保育所等における障害のある子どもや医療的ケア児の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援を確保・充実させるため、理学療法士、心理職等の専門職の活用を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンの推進を図る省令改正が行われました。

【条例改正の内容】

- ①満3歳以上限定小規模保育事業者は、代替保育の提供等の連携協力を行う保育所等を適切に確保しなければならないこととします。
- ②満3歳以上限定小規模保育事業者は、運営規程に定める利用定員について、満3歳以上の幼児の定員を定めなければならないこととします。
- ③理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者を、1人に限り、保育士とみなすことができることとします。
- ④その他規定の整備

【施行期日】

公布の日

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、満3歳以上限定小規模保育事業に係る運営基準の追加等をするものです。

【法令改正の背景】

国家戦略特別区域に限って認められていた、3歳児から5歳児までのみを対象とした小規模保育事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）について、区域に限らずに実施を可能とする児童福祉法の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の実施について必要な運営基準を定める省令改正が行われました。

【条例改正の内容】

- ①満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業者は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに利用定員を定めなければならないこととします。
- ②その他規定の整備

【施行期日】

公布の日

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例

本案は、給付型奨学金の対象となる多子世帯に該当する世帯等の範囲を拡大するものです。

【条例改正の背景】

令和7年度税制改正において特定親族特別控除が創設されたことを踏まえ、大学等における修学の支援に関する法律施行規則等が改正され、国が行う奨学金制度において、世帯内の特定親族[※]についても多子世帯等の判定の基準に含めることとなりました。

これを踏まえ、区が行う給付型奨学金制度において、多子世帯に該当する世帯等の範囲を国が認める範囲まで拡大し、学生等の更なる支援につなげるため、条例を改正します。

※特定親族とは、個人住民税等において特定親族特別控除の対象となる、大学生年代の子等で、年間の合計所得金額が58万円超123万円以下の者をいいます。なお、国の奨学資金制度において多子世帯等の判定の基準における特定親族は、合計所得金額が95万円以下である者に限られます。

【条例改正の内容】

多子世帯に該当する世帯等の判定の基準に、特定親族を加えます。

【施行期日】

令和8年10月1日

**議案第48号・第49号
令和8年度補正予算**

【企画経営部財政課】

議案第48号

令和8年度港区一般会計補正予算（第1号）

議案第49号

令和8年度港区介護保険会計補正予算（第1号）

【内容】

上記2案の概要は、別表のとおりです。

工事請負契約の承認について（五之橋架替工事（護岸整備等））

本案は、^{ごのはし}五之橋架替工事（護岸整備等）について、工事請負契約の承認を求めます。

【工事内容】

- 工事の規模

| | |
|---------|--------|
| 護岸整備工 | 85.8m |
| 外構整備工 | 88.9㎡ |
| 仮設構台撤去工 | 一式 |
| 道路整備工 | |
| 工事区間長 | 42.08m |
| 歩道舗装面積 | 28㎡ |
| 車道舗装面積 | 283㎡ |

【工事場所】



- 工事場所

港区南麻布四丁目15番先から
港区白金五丁目3番先まで
- 概要

五之橋架替工事の一環として古川の護岸整備、周辺道路の舗装整備等の工事を実施します。

【契約の概要】

- 契約方法

制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額

2億9,678万円
- 工期

契約締結の日の翌日から令和9年9月30日まで
- 契約の相手方

港区高輪三丁目19番23号
徳倉建設株式会社東京支店

【現況写真（五之橋）】



工事請負契約の承認について（港区立高輪子ども中高生プラザ等機械設備改修工事）

本案は、港区立高輪子ども中高生プラザ等機械設備改修工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模 空気調和設備改修工事
給排水衛生設備改修工事
自動制御設備改修工事
- 工事場所 港区高輪一丁目4番35号
- 概要 「港区公共施設マネジメント計画」に基づき、機械設備改修工事を実施します。

【工事場所】



【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額 2億8,875万円
- 工期 契約締結の日の翌日から令和9年12月17日まで
- 契約の相手方 港区芝四丁目10番3号住友生命三田ビル
川本工業株式会社東京支店

【現況写真】



工事請負契約の承認について（港区みなと保健所機械設備改修工事）

本案は、港区みなと保健所機械設備改修工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模 空気調和設備改修工事
自動制御設備改修工事
給排水衛生設備改修工事
- 工事場所 港区三田一丁目4番10号
- 概要 「港区公共施設マネジメント計画」に基づき、機械設備改修工事を実施します。

【工事場所】



【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額 8億2,720万円
- 工期 契約締結の日の翌日から令和10年2月29日まで
- 契約の相手方 港区新橋五丁目35番10号
株式会社イシイ設備工業東京支店

【現況写真】



工事請負契約の承認について（港区立高松中学校電気設備改修工事（Ⅲ期））

本案は、港区立高松中学校電気設備改修工事（Ⅲ期）について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模 受変電設備改修工事
電力設備改修工事
- 工事場所 港区高輪一丁目16番25号
- 概要 「港区公共施設マネジメント計画」に基づき、電気設備改修工事を実施します。

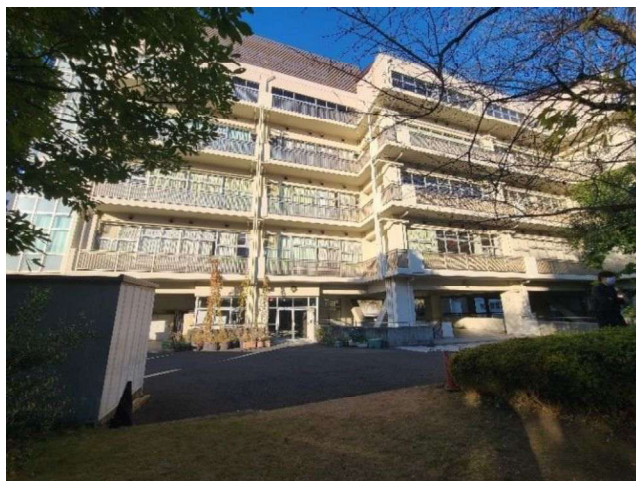
【工事場所】



【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額 2億3,752万3,000円
- 工期 契約締結の日の翌日から令和11年2月28日まで
- 契約の相手方 港区西新橋一丁目14番12号
不二工業株式会社

【現況写真】



工事請負契約の変更について（東麻布一・二丁目地区電線共同溝整備工事）

本案は、東麻布一・二丁目地区電線共同溝整備工事について、契約金額を変更するものです。

【変更内容】

- 契約金額 5億1,073万4,059円
→ 4億4,950万4,814円
(6,122万9,245円減額します。)

【変更理由】

①契約金額の増額

- ・地中に用途不明の管路等が確認されたことから、調査及び撤去工事を追加するため

②契約金額の減額

- ・周辺住民等との工事日程等の調整が円滑に進んだことで工事の進捗が早まったことから、交通誘導員の配置期間を短縮するため
- ・工事場所から搬出する発生土が再利用可能な土質であったことから、発生土の運搬方法及び処理方法を変更するため

【契約の相手方】

港区白金台五丁目22番12号
前田道路株式会社東京支店

- 当初契約を議決した議会
令和6年第3回定例会
- 契約変更を報告した議会
令和7年第4回定例会

【工事場所】



物品の購入について（港区芝浦港南地区総合支所等電話交換機等）

本案は、港区芝浦港南地区総合支所等電話交換機等を購入するものです。

【内容】

- 購入の目的 港区芝浦港南地区総合支所等の電話交換機等の買換え
- 購入品目 電話交換機 1台
- 及び数量 固定電話機 155台
- PHS端末 20台
- その他周辺機器 一式
- 概要 港区芝浦港南地区総合支所等で使用する電話交換機等について、メーカーによる保守対応の終了及び耐用年数の経過に伴い、機器を買い換えます。

【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 購入予定価格 2,434万7,510円
- 購入の相手方 港区浜松町一丁目9番10号
協立情報通信株式会社

本件物品の購入に、電話交換機等の設置等に係る業務委託(金額824万1,090円)を含めた契約の締結を予定しています。

物品の購入について（港区立みなと芸術センターグランドピアノ（ヤマハ社製））

本案は、港区立みなと芸術センターグランドピアノ（ヤマハ社製）を購入するものです。

【内容】

- 購入の目的 港区立みなと芸術センターの開設に伴うグランドピアノの整備
- 購入品目 グランドピアノ（ヤマハ社製CFX） 1台
- 及び数量 ピアノ椅子 2脚
- ピアノカバー 1枚
- 概要 令和9年11月に開設を予定しているみなと芸術センターの公演用として整備するヤマハ社製グランドピアノを購入します。

【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 購入予定価格 2,024万4,400円
- 購入の相手方 中央区銀座四丁目5番6号
株式会社山野楽器本店ピアノ課

【購入予定物品】

ヤマハ社製グランドピアノ



令和9年度にグランドピアノの購入に伴う保守契約の締結を予定しています。

物品の購入について（港区立みなと芸術センターグランドピアノ（スタインウェイ&サンズ社製））

本案は、港区立みなと芸術センターグランドピアノ（スタインウェイ&サンズ社製）を購入するものです。

【内容】

- 購入の目的 港区立みなと芸術センターの開設に伴うグランドピアノの整備
- 購入品目 及び数量
グランドピアノ（スタインウェイ&サンズ社製D-274） 1台
グランドピアノ（スタインウェイ&サンズ社製B-211） 1台
ピアノ椅子 2脚
ピアノカバー 2枚
- 概要 令和9年11月に開設を予定しているみなと芸術センターの公演用として整備するスタインウェイ&サンズ社製グランドピアノを購入します。

【契約の概要】

- 契約方法 随意契約
- 購入予定価格 7,599万8,560円
- 購入の相手方 品川区東品川二丁目6番4号G1ビル3階
スタインウェイ・ジャパン株式会社

【購入予定物品】

スタインウェイ&サンズ社製グランドピアノ



令和9年度にグランドピアノの購入に伴う保守契約の締結を予定しています。

物品の購入について（行政情報システム用ネットワーク機器）

本案は、行政情報システム用ネットワーク機器を購入するものです。

【内容】

- 購入の目的 行政情報システム用ネットワーク機器の更新
- 購入品目 ルーター 11台
- 及び数量 スイッチ 6台
- 負荷分散装置 2台
- ファイアウォール 4台
- 概要 行政情報システム用ネットワーク機器について、保守期限が終了するため、機器を更新します。

【契約の概要】

- 契約方法 随意契約
- 購入予定価格 1億2,361万6,680円
- 購入の相手方 品川区大崎一丁目2番1号
株式会社日立システムズ

【関連する契約】

システム共通基盤におけるNW機器更改委託（令和8年度分）（金額6,779万8,500円）

令和8年度に行政情報システム用ネットワーク機器の購入に伴う保守契約の締結を予定しています。

物品の購入について（携帯トイレセット）

本案は、携帯トイレセットを購入するものです。

【内容】

- 購入の目的 災害時における在宅避難に備えるための携帯トイレセットの購入
- 購入品目 携帯トイレセット（20個入り） 2万6,871セット
- 及び数量
- 概要 災害時の在宅避難の備えとして、令和8年に新たに住民登録された区民に配付する携帯トイレセットを購入します。

【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 購入予定価格 3,192万2,748円
- 購入の相手方 港区芝三丁目1番15号
株式会社河本総合防災東京支社

【購入予定物品】



本件物品の購入に、携帯トイレセットの配付等に係る業務委託（金額1,747万3,698円）を含めた契約の締結を予定しています。

物品の購入について（図書館資料自動貸出機等）

本案は、図書館資料自動貸出機等を購入するものです。

【内容】

- | | | | |
|--------|---|--|------|
| ○購入の目的 | 図書館資料自動貸出機等の更新 | | |
| ○購入品目 | 図書館資料自動貸出機用端末機 | | 24台 |
| 及び数量 | ICタグリーダー | | 24台 |
| | バーコードリーダー | | 106台 |
| | プリンター | | 37台 |
| | 図書館システム端末機 | | 8台 |
| | 図書館システム端末機用ソフトウェア | | 一式 |
| | ハンディターミナル | | 30台 |
| | 予約照会機 | | 1台 |
| | ネットワーク機器 | | 一式 |
| ○概要 | 図書館で使用する図書館資料自動貸出機等について、耐用年数を経過したことから、機器を更新します。 | | |

【契約の概要】

- | | |
|---------|------------------------------------|
| ○契約方法 | 制限を付した一般競争入札による契約 |
| ○購入予定価格 | 4,090万1,223円 |
| ○購入の相手方 | 港区芝四丁目4番12号 三信電気株式会社ソリューション営業本部 |

令和8年度に図書館資料自動貸出機等の設置業務に係る契約の締結を予定しています。

物品の購入について（港区立小学校及び港区立中学校学習机等）

本案は、港区立小学校及び港区立中学校学習机等を購入するものです。

【内容】

- 購入の目的 区立小学校及び区立中学校における学習環境整備のための学習机等の買換え
- 購入品目 学習机 2, 421台
及び数量 学習椅子 2, 424脚
- 概要 区立小学校及び区立中学校で使用している学習机及び学習椅子の生産が終了し、今後、同一の型番での補充ができなくなることから、新たに選定した学習机及び学習椅子に入れ替えます。

【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 購入予定価格 6, 154万9, 950円
- 購入の相手方 港区虎ノ門一丁目1番24号
株式会社オカモトヤ

【購入予定物品】

学習机



学習椅子



令和8年度に既存の学習机等の廃棄に係る契約の締結を予定しています。

物品の購入について（港区立小学校及び港区立中学校ちゅう房機器）

本案は、港区立小学校及び港区立中学校ちゅう房機器を購入するものです。

【内容】

- 購入の目的 区立小学校及び区立中学校のちゅう房機器の買換え
- 購入品目 ちゅう房機器 55点
- 及び数量
- 概要 区立小学校及び区立中学校で使用するちゅう房機器について、老朽化した機器を買い換えます。

【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 購入予定価格 1億4,887万7,300円
- 購入の相手方 港区新橋二丁目20番15号新橋駅前ビル1号館4階
株式会社金指商会東京新橋オフィス

【購入予定物品】

ちゅう房機器（例）

スチームコンベクションオーブン

ガス立体炊飯器



物品の購入について（港区立箱根ニコニコ高原学園ちゅう房機器）

本案は、港区立箱根ニコニコ高原学園ちゅう房機器を購入するものです。

【内容】

- 購入の目的 港区立箱根ニコニコ高原学園の改修に伴うちゅう房機器の整備
- 購入品目 ちゅう房機器 78点
- 及び数量
- 概要 港区立箱根ニコニコ高原学園の大規模改修工事の実施に伴い、老朽化したちゅう房機器を買い換えるとともに、改修後の調理室のレイアウトに合ったちゅう房機器を整備します。

【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 購入予定価格 7,114万4,260円
- 購入の相手方 港区六本木三丁目7番1号
ジャンボ株式会社港営業所

【購入予定物品】

ちゅう房機器（例）
食器洗浄機

ガス回転釜



令和8年度に既存のちゅう房機器の廃棄及び移転に係る契約の締結を予定しています。

本案は、建物収去土地明渡し等の請求に関する民事訴訟を提起するものです。

【事件の概要】

○当事者

原告：港区

被告：株式会社ハウスマート（建物所有者）

○概要

被告は、港区海岸三丁目にある建物（以下「本件建物」といいます。）を買い受け、本件建物の一部が特別区道上にあるにもかかわらず、本件建物のある土地を区の許可を受けずに、不法に占有しています。

よって、区は、被告に対して本件建物の収去による土地の明渡し、不当利得の支払等を求める訴えを提起します。

損害賠償額の決定について

本案は、庁有車の交通事故の損害賠償額の決定を求めるものです。

【概要】

令和6年9月6日、港区六本木一丁目7番先の特別区道第1, 128号線道路上において、区の庁有車が右折しようとしたところ、横断歩道を歩行していた相手方に衝突し、相手方を負傷させた交通事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

相手方歩行者が負傷したことに伴う損害額は、次のとおりです。

相手方：717万6,495円（治療費、休業損害、慰謝料、後遺障害による損害等）

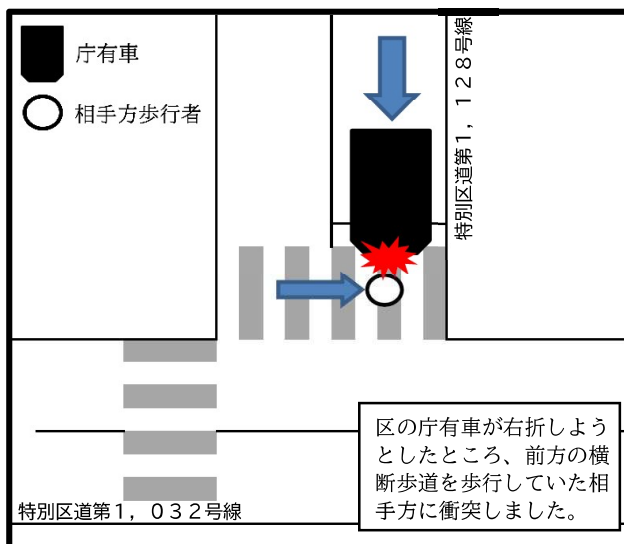
【責任の割合】

区：100% 相手方：0%

【損害賠償額】

717万6,495円

【事故状況図】



損害賠償額の決定について

本案は、清掃車の交通事故の損害賠償額の決定を求めるものです。

【概要】

令和7年7月14日、港区港南三丁目9番59号のみなとりサイクル清掃事務所駐車場内において、区の清掃車（軽小型貨物車）が後進した際、清掃車の後方を歩行していた相手方に衝突し、相手方を負傷させた交通事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

相手方歩行者が負傷したことに伴う損害額は、次のとおりです。
相手方：113万5,084円（治療費、休業損害、慰謝料等）

【責任の割合】

区：70% 相手方：30%

【損害賠償額】

113万5,084円※

※損害賠償額の算定においては、任意保険では過失相殺により補償金額が減額される一方、自賠責保険では被害者の責任の割合が7割未満の場合、過失相殺による減額は行われません。本件では、自賠責保険による補償金額が任意保険による補償金額を上回ることから、被害者救済の観点から自賠責保険の補償金額を適用します。

【事故状況図】



指定管理者の指定について（港区立芝公園駅自転車駐車場）

本案は、芝公園駅自転車駐車場の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

| 名 称 | 位 置 |
|---------------|---------------|
| 港区立芝公園駅自転車駐車場 | 港区芝公園二丁目513番4 |

- 指定管理者 品川区西五反田四丁目32番1号NCD株式会社内
NCDグループ
（代表団体） NCD株式会社
（構成団体） 株式会社ニッケイトラスト

- 指定の期間 令和8年9月1日から令和11年3月31日まで

※令和8年9月1日に新たに設置する自転車駐車場です。

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に係る協議について

本案は、杉並区が児童相談所を設置することを踏まえ、規約の一部を変更するものです。

【背景】

児童相談所を設置する特別区は、児童養護施設等^{※1}の事務負担を軽減するため、令和6年4月1日に措置費^{※2}の支払事務等を一元化して処理する措置費共同経理課を共同設置しました。

規約において、措置費共同経理課を共同設置する特別区を定めていることから、その特別区の数に増減がある場合は、規約の変更をする必要があります。

令和8年11月1日に杉並区が児童相談所を設置するため、規約を変更します。

※1 児童養護施設等とは、児童養護施設、乳児院及び自立援助ホームをいいます。

※2 措置費とは、児童養護施設等を運営していくために必要な職員の人件費や児童に係る生活費や教育費など、児童の養育に必要な経費をいいます。

【内容】

措置費共同経理課を共同設置する特別区に「杉並区」を加えます。

【施行期日】

令和8年11月1日

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 補正額の説明 |
|-------|------------|---------|------------|--|---------|---|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 2 総務費 | 39,371,276 | 14,703 | 39,385,979 | 都支出金 900 | 13,803 | 1 子どもの権利擁護を重視した環境づくりに要する経費を計上 810 (1)いじめ相談体制の強化 (810) 2 区有地・区有施設の総合的な管理運営の推進に要する経費を計上 12,093 (1)(仮称)芝五丁目共同プロジェクト (12,093) 3 地域の防災力の向上に要する経費を計上 1,800 (1)在宅避難支援事業 (1,800) |
| 4 民生費 | 79,933,110 | 473,404 | 80,406,514 | 国庫支出金 203,978 都支出金 131,018 その他 30,474 計 365,470 | 107,934 | 1 安心して暮らし続けるための地域福祉活動の推進に要する経費を計上 33,624 (1)民生委員・児童委員活動推進 (33,624) 2 低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実に要する経費を計上 168,129 (1)低所得世帯等向けエアコン設置支援事業 (28,313) (2)被保護世帯援護 (3,885) (3)生活保護費等の追加給付 (135,931) 3 誰もが安心して暮らせる地域づくりに要する経費を計上 25,000 (1)高齢者安心定住基金積立金 (25,000) 4 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実に要する経費を計上 85,460 (1)介護給付・訓練等給付 (85,460) 5 特別な配慮の必要な子どもへの支援に要する経費を計上 24,056 (1)障害児通所支援事業 (22,395) (2)障害児入所給付 (1,661) 6 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進に要する経費を計上 59,666 (1)二十歳(はたち)のつどい (3,218) (2)学童クラブ等従事職員宿舍借り上げ支援事業 (56,448) 7 多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充に要する経費の計上及び更正 44,133 (1)港区子育てのための施設等利用給付 (5,474) (2)認可外保育施設保育料助成 (36,859) (3)地域型保育事業 (1,800) 8 保育施設における保育の質の向上に要する経費を計上 33,336 (1)区内私立保育園委託 (33,336) |

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 補正額の説明 |
|---------|-------------|-----------|-------------|----------------------------------|-----------|---|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 6 産業経済費 | 4,389,541 | 55,809 | 4,445,350 | | 55,809 | 1 経営基盤強化に向けた総合的な支援に要する経費を計上 (1)融資事業 55,809 (55,809) |
| 7 土木費 | 31,237,058 | 72,375 | 31,309,433 | | 72,375 | 1 交通安全の確保に要する経費を計上 72,375 (1)芝地区自転車利用環境整備推進 (35,100) (2)麻布地区自転車利用環境整備推進 (9,191) (3)赤坂地区自転車利用環境整備推進 (10,018) (4)高輪地区自転車利用環境整備推進 (4,329) (5)芝浦港南地区自転車利用環境整備推進 (13,737) |
| 8 教育費 | 28,523,236 | 743,171 | 29,266,407 | 国庫支出金 94 都支出金 47 計 141 | 743,030 | 1 安全・安心で魅力ある教育環境の整備に要する経費を計上 712,464 (1)私立小中学校等就学者給食費相当支援給付金 (712,464) 2 小学校入学前教育の充実に要する経費を計上 25,093 (1)子育てサポート保育料等給付 (189) (2)私立幼稚園保護者補助金 (24,904) 3 「徳」「知」「体」の育成に要する経費を計上 5,614 (1)心の教育相談・不登校対策事業 (5,614) |
| 10 諸支出金 | 10,312,399 | 34,836 | 10,347,235 | | 34,836 | 1 介護保険会計繰出金を計上 34,836 |
| 歳出合計 | 214,300,000 | 1,394,298 | 215,694,298 | 366,511 | 1,027,787 | |

| | |
|-------|---------|
| 国庫支出金 | 204,072 |
| 都支出金 | 131,965 |
| 寄附金 | 25,000 |
| 諸収入 | 5,474 |
| 計 | 366,511 |

| | |
|-----|-----------|
| 繰越金 | 1,027,787 |
|-----|-----------|

2 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|--------------|--------------|-----------|
| 東麻布二丁目複合施設整備 | 令和9年度 | 1,598,382 |
| 御田小学校改築 | 令和9年度～令和10年度 | 7,212,302 |

議案第49号

令和8年度港区介護保険会計補正予算（第1号）概要

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | 補正額の説明 |
|-----------|------------|---------|------------|--|---|
| 2 保険給付費 | 18,089,592 | 273,156 | 18,362,748 | 国庫支出金 48,864 支払基金交付金 73,752 都支出金 39,911 その他 110,629 | 1 居宅介護・予防サービス等給付 180,107 2 施設介護サービス給付 63,327 3 居宅介護・予防サービス計画給付 14,346 4 高額介護・予防サービス等給付 11,316 5 特定入所者介護・予防サービス等給付 4,060 |
| 3 地域支援事業費 | 642,811 | 5,542 | 648,353 | 国庫支出金 1,108 支払基金交付金 1,496 都支出金 692 その他 2,246 | 1 介護予防訪問事業 2,659 2 介護予防通所事業 2,158 3 高額総合事業サービス 28 4 介護予防ケアマネジメント 697 |
| 歳出合計 | 20,007,381 | 278,698 | 20,286,079 | 278,698 | |

| | |
|---------|---------|
| 国庫支出金 | 49,972 |
| 支払基金交付金 | 75,248 |
| 都支出金 | 40,603 |
| 繰入金 | 112,875 |
| 計 | 278,698 |

補正予算補足資料

1 議案第48号 令和8年度港区一般会計補正予算（第1号）

(1) 補正額の説明

(単位：千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----|---|--------|--------|--------|
| 総務費 | いじめ相談体制の強化 | 0 | 810 | 810 |
| | いじめの事案について保護者の相談機会を充実し納得性を高めるため、区長部局にいじめ相談窓口を設置します。 | | | |
| | (仮称) 芝五丁目共同プロジェクト | 0 | 12,093 | 12,093 |
| | 旧三田図書館用地の活用として、隣地所有者との合築により建物を整備するため、建物の基本構想を策定します。 | | | |
| | 在宅避難支援事業 | 56,793 | 1,800 | 58,593 |
| | 震災時における通電火災のリスクを低減するため、感震ブレーカーの設置に係る補助額を増額します。 【特定財源】都支出金（感震ブレーカー設置支援費） 900千円 | | | |
| 民生費 | 民生委員・児童委員活動推進 | 40,415 | 33,624 | 74,039 |
| | 民生委員・児童委員の活動を一層支援するため、活動費を増額します。 【特定財源】都支出金（民生委員費） 33,600千円 | | | |
| | 低所得世帯等向けエアコン設置支援事業 | 0 | 28,313 | 28,313 |
| | 低所得世帯等の熱中症対策を促進するため、エアコンの購入及び設置に要する経費を助成します。 【特定財源】都支出金（低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業費） 19,337千円 | | | |
| | 高齢者安心定住基金積立金 | 0 | 25,000 | 25,000 |
| | 寄附者の意向に沿って幅広い高齢者支援施策に活用するため、高齢者安心定住基金に積み立てます。 【特定財源】寄附金（指定寄附金） 25,000千円 | | | |

(単位：千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|--|-----------|-----------|-----------|
| 民生費 | 介護給付・訓練等給付 | 4,612,326 | 85,460 | 4,697,786 |
| | 障害福祉サービス従事者の処遇改善のため、給付に要する経費を追加します。 | | | |
| | 【特定財源】国庫支出金（障害者福祉費） | | 42,729千円 | |
| | 都支出金（障害者福祉費） | | 21,364千円 | |
| | 障害児通所支援事業 | 1,237,931 | 22,395 | 1,260,326 |
| | 障害児通所支援従事者の処遇改善のため、給付に要する経費を追加します。 | | | |
| | 【特定財源】国庫支出金（障害者福祉費） | | 11,197千円 | |
| | 都支出金（障害者福祉費） | | 5,598千円 | |
| | 障害児入所給付 | 111,374 | 1,661 | 113,035 |
| | 障害児入所施設従事者の処遇改善のため、給付に要する経費を追加します。 | | | |
| | 【特定財源】国庫支出金（障害者福祉費） | | 830千円 | |
| | 二十歳（はたち）のつどい | 9,145 | 3,218 | 12,363 |
| | 二十歳のつどいの参加を支援するため、非課税世帯に属する二十歳のつどいの対象者に対し、晴れ着を無償で貸し出すとともに、着付け等を無償で提供します。 | | | |
| | 学童クラブ等従事職員宿舍借り上げ支援事業 | 0 | 56,448 | 56,448 |
| 学童クラブ等に従事する職員の確保及び定着を図るため、宿舍の借上げに要する経費を補助します。 | | | | |
| 【特定財源】都支出金（学童クラブ従事職員宿舍借り上げ支援事業費） | | 34,317千円 | | |
| 港区子育てのための施設等利用給付 | 125,942 | 5,474 | 131,416 | |
| 子育てのための施設等利用給付交付金の増額改定に対応するため、給付に要する経費を追加します。 | | | | |
| 【特定財源】国庫支出金（保育園費） | | 2,737千円 | | |
| 都支出金（保育園費） | | 1,368千円 | | |
| 認可外保育施設保育料助成 | 1,503,412 | 36,859 | 1,540,271 | |
| 子育てのための施設等利用給付交付金の増額改定に対応するため、助成に要する経費を追加します。 | | | | |
| 【特定財源】国庫支出金（保育園費） | | 9,568千円 | | |
| 都支出金（保育園費） | | 4,784千円 | | |

(単位：千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|-----------|---------|-----------|
| 民生費 | 地域型保育事業 | 937,850 | 1,800 | 939,650 |
| | 公定価格の改定に対応するため、地域型保育給付費の支払に要する経費を追加します。 【特定財源】国庫支出金（保育園費） 1,176千円 都支出金（保育園費） 392千円 | | | |
| | 区内私立保育園委託 | 8,364,124 | 33,336 | 8,397,460 |
| | 公定価格の改定に対応するため、委託費の支払に要する経費を追加します。 【特定財源】国庫支出金（保育園費） 14,415千円 都支出金（保育園費） 6,054千円 | | | |
| | 被保護世帯援護 | 23,355 | 3,885 | 27,240 |
| | 被保護世帯の熱中症対策を促進するため、エアコンの購入及び設置に要する経費を助成します。 【特定財源】都支出金（低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業費） 3,500千円 | | | |
| | 生活保護費等の追加給付 | 0 | 135,931 | 135,931 |
| 最高裁判決を踏まえ、現在は保護を廃止している世帯に保護費等を追加給付します。 【特定財源】国庫支出金（生活保護費） 48,039千円 国庫支出金（生活困窮者就労準備支援費） 71,878千円 | | | | |
| 産業経済費 | 融資事業 | 1,306,576 | 55,809 | 1,362,385 |
| | 区内中小企業者の資金繰り支援を強化するため、緊急支援融資及び経営改善融資の融資限度額の引上げに伴う利子補給及び信用保証料補助の増額に係る経費を追加します。 | | | |
| 土木費 | 各地区自転車利用環境整備推進 | 91,597 | 72,375 | 163,972 |
| | 交通反則通告制度（青切符）の自転車への適用に伴い、自転車利用者の安全を確保するとともに、中東情勢を踏まえ、ガソリン等に依存しない行動変容を支えるため、自転車ナビラインの一部を前倒して整備します。 | | | |
| 教育費 | 私立小中学校等就学者給食費相当支援給付金 | 0 | 712,464 | 712,464 |
| | 学校種別によらず、安心して学校に通い学べる環境を整えるため、私立学校等に通う児童・生徒を対象に、給食費相当額の給付金を支給します。 | | | |

(単位：千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------|--|-----------|--------|-----------|
| 教育費 | 子育てサポート保育料等給付 | 3,156 | 189 | 3,345 |
| | <p>子育てのための施設等利用給付交付金の増額改定に対応するため、給付に要する経費を追加します。</p> <p>【特定財源】国庫支出金（幼稚園費） 94千円 都支出金（幼稚園費） 47千円</p> | | | |
| | 私立幼稚園保護者補助金 | 177,493 | 24,904 | 202,397 |
| | <p>私立幼稚園に通う児童の保護者負担の軽減を図るため、保育料に対する補助額を見直すとともに、入園料に対する補助額を増額します。</p> | | | |
| | 心の教育相談・不登校対策事業 | 106,217 | 5,614 | 111,831 |
| | <p>対面での支援が難しい不登校児童・生徒の社会的自立を促すため、東京都が構築するバーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用し、仮想空間上に学びの場を提供します。</p> | | | |
| 諸支出金 | 介護保険会計繰出金 | 3,625,559 | 34,836 | 3,660,395 |
| | <p>介護従事者の処遇改善等に要する経費を追加します。</p> | | | |

(2) 債務負担行為補正の説明

(追加)

(単位：千円)

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|---|--------------|-----------|
| 東麻布二丁目複合施設整備 | 令和9年度 | 1,598,382 |
| <p>東麻布二丁目複合施設整備工事について、インフレスライド条項の適用等に伴い、工事費が増額となるため、債務負担行為を設定します。</p> | | |
| 御田小学校改築 | 令和9年度～令和10年度 | 7,212,302 |
| <p>御田小学校改築工事について、インフレスライド条項の適用に伴い、工事費が増額となるため、債務負担行為を設定します。</p> | | |

2 議案第49号 令和8年度港区介護保険会計補正予算（第1号）

(1) 補正額の説明

(単位：千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|--------------------------|------------|---------|------------|
| 保険給付費 | 居宅介護・予防サービス等給付 | 11,927,565 | 180,107 | 12,107,672 |
| | 介護従事者の処遇改善等に要する経費を追加します。 | | | |
| | 施設介護サービス給付 | 4,193,814 | 63,327 | 4,257,141 |
| | 介護従事者の処遇改善等に要する経費を追加します。 | | | |
| | 居宅介護・予防サービス計画給付 | 950,038 | 14,346 | 964,384 |
| | 介護従事者の処遇改善等に要する経費を追加します。 | | | |
| | 高額介護・予防サービス等給付 | 728,363 | 11,316 | 739,679 |
| | 介護従事者の処遇改善等に要する経費を追加します。 | | | |
| | 特定入所者介護・予防サービス等給付 | 268,828 | 4,060 | 272,888 |
| | 介護従事者の処遇改善等に要する経費を追加します。 | | | |
| 地域支援事業費 | 介護予防訪問事業 | 177,442 | 2,659 | 180,101 |
| | 介護従事者の処遇改善等に要する経費を追加します。 | | | |
| | 介護予防通所事業 | 143,993 | 2,158 | 146,151 |
| | 介護従事者の処遇改善等に要する経費を追加します。 | | | |
| | 高額総合事業サービス | 1,834 | 28 | 1,862 |
| | 介護従事者の処遇改善等に要する経費を追加します。 | | | |
| | 介護予防ケアマネジメント | 46,098 | 697 | 46,795 |
| | 介護従事者の処遇改善等に要する経費を追加します。 | | | |